

# 第5次長崎県男女共同参画基本計画

令和8年度～令和12年度

令和8年3月

 長崎県

# 「男女共同参画社会の 実現をめざして」



少子高齢化や人口減少の進行、働き方や生活様式の多様化など、私たちを取り巻く環境が大きく変化する中、男女共同参画の推進は、本県の持続的な発展と選ばれる地域の実現に向けて欠かすことのできない重要な取組です。

こうした状況を踏まえ、これまでの4次にわたる男女共同参画基本計画の成果と課題を検証し、このたび、第5次長崎県男女共同参画基本計画を策定いたしました。

本計画では、「男女がともに活躍できる社会づくり」、「誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり」、「啓発・教育と体制づくり」の3つの基本目標を掲げております。家庭、地域、職場など、社会のあらゆる分野において、性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）がもたらす悪影響の除去や固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組を進め、「男女が性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる社会」の実現を目指してまいります。また、県政各分野の施策に男女共同参画の視点を反映させ、取組を着実に進めてまいります。

なお、本計画は、「長崎県総合計画 みんなの未来図2030」の個別計画であるとともに、男女共同参画社会の実現に向けて各種施策を総合的かつ計画的に進めるための指針となるものです。

本計画を推進するためには、県はもとより市町、事業者、民間団体、そして県民の皆様がそれぞれの立場から取組を進め、相互に連携し協働していくことが重要でありますので、皆様のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました長崎県男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、関係各位から貴重なご意見、ご提言をいただきましたことに心から感謝申し上げます。

令和8年3月

長崎県知事

平田 研

# 目次

第1章	長崎県男女共同参画基本計画の基本的な考え方	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格と役割	2
3	計画の期間	2
4	計画の基本理念、SDGsについて	2
第2章	現状・課題と第5次計画の施策の方向性	4
1	本県の現状	4
2	第4次計画の成果と課題、今後の取組	22
3	計画の基本目標	23
4	施策の体系	25
第3章	男女共同参画社会の実現に向けた施策	26
	基本目標Ⅰ 男女がともに活躍できる社会づくり	26
	政策1 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	26
	政策2 雇用の場における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスの推進	29
	政策3 女性のライフステージに応じたキャリア形成の支援	33
	政策4 地域における男女共同参画の推進	34
	政策5 共家事・子育ての促進及び子育て・介護等の支援体制の充実	36
	基本目標Ⅱ 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	39
	政策6 生涯を通じた健康支援	39
	政策7 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	41
	政策8 生活上の困難を抱える人への支援	45
	政策9 防災・復興における男女共同参画の推進	47
	基本目標Ⅲ 啓発・教育と体制づくり	49
	政策10 意識改革に向けた啓発・普及の推進	49
	政策11 教育を通じた男女共同参画の推進	51
	政策12 推進体制の整備・強化	52
第4章	行政や事業者、民間団体等の役割	55
第5章	計画の進捗を図るための指標	56
参考資料		57
1	「令和6年度 男女共同参画社会に向けての県民意識調査」の結果概要	58
2	男女共同参画に関する世界、国及び長崎県の動き	61
3	男女共同参画社会基本法	68
4	長崎県男女共同参画推進条例	75
5	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	80
6	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	94
7	長崎県男女共同参画推進会議設置要綱	97
8	長崎県男女共同参画審議会要綱	99
9	県内の男女共同参画推進センター一覧	101
10	ながさき女性活躍推進会議の概要	101